

障害者のスポーツ参加促進に関する調査検討事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「障害者のスポーツ参加促進に関する調査業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 事業名

障害者のスポーツ参加促進に関する調査

3 事業の目的

国の調査によれば、障害者のスポーツ実施率は健常者に比べて低い傾向にあり、障害のある方が、身近な地域でスポーツに親しめるスポーツクラブ等が少ないことが原因の一つと考えられる。

このため、障害のある方が、身近な地域で広くパラスポーツに親しめる環境の整備を図ることを目的に、障害者のパラスポーツに関するニーズ調査を実施するとともに障害者のスポーツ参加を促進するための方策について調査検討を行う。

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 調査内容

（1）障害者のパラスポーツに関するニーズ調査

県内在住の障害者のスポーツ・運動の実施状況に関するアンケート調査、及び障害者が通所している社会福祉施設やスポーツ関連団体等へのアンケート調査、ヒアリング調査を通じて、障害者のパラスポーツ実施に関する現状と課題を調査・分析し、今後のパラスポーツの推進に向けた検討のための基礎資料とする。

下記①～③の調査概要を参照し、具体的な調査方法を提案すること。

① インターネットによるアンケート調査

調査方法	・ 民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービス等を活用したアンケート調査
調査対象	・ 県内に居住する障害児・者本人あるいは同居する家族で障害児・者がいる者 ・ 県内に居住する者で障害児がいる場合、7歳以上である者
必要回答数	・ 1,000人程度
調査対象者の抽出方法	・ 県内各地から偏りなく抽出するとともに、年齢、性別、障害種別の偏りにも配慮すること
設問数	・ 30項目程度

(主な調査項目)

- ・障害児・者の属性
- ・運動・スポーツの実施状況
- ・運動・スポーツへの関心・満足度
- ・今後行いたい運動・スポーツ
- ・運動・スポーツを行うために必要な支援
- ・運動・スポーツサークル等への加入状況
- ・その他、本調査目的に沿った調査項目

※具体的な調査項目については、県と協議の上決定すること。

② 郵送によるアンケート調査

調査方法	・調査票を郵送により配布し、回答は郵送及び電子回答両方に対応できるようにすること。
調査対象	ア 県内に所在し、障害児・者が利用・入所・通所している障害者福祉施設 イ 県内の医療・リハビリ施設等 ウ 県内の特別支援学校 エ 県内に所在するスポーツ関連団体(総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ、スポーツ推進委員、クラブチームなど)
発送数	・上記ア～エ合計で4,000程度
調査対象者の抽出方法	・県内各地から偏りなく抽出するとともに、年齢、性別、障害種別の偏りにも配慮すること ・障害児・者の受け入れを行っている、又は今後受け入れを行い、障害児・者のスポーツ参加促進に寄与することが期待できる団体を抽出すること
設問数	・上記ア～エそれぞれ20項目程度

(主な調査項目)

ア 県内に所在し、障害児・者が利用・入所・通所している障害者福祉施設等

- ・障害児・者の受入れ状況
- ・運動・スポーツの実施状況
- ・運動・スポーツ実施における障壁
- ・運動・スポーツを行うために必要な支援
- ・その他、本調査目的に沿った調査項目

イ 県内に所在し、障害児・者が利用している病院やリハビリテーション施設等

- ・障害児・者の受入れ状況
- ・運動・スポーツの実施状況
- ・運動・スポーツ実施における障壁
- ・運動・スポーツを行うために必要な支援
- ・その他、本調査目的に沿った調査項目

ウ 県内の特別支援学校（県立・市立）

- ・児童・生徒数
- ・学校活動外における運動・スポーツの実施状況
- ・学校活動外における運動・スポーツ実施における障壁
- ・学校活動外または卒業後における運動・スポーツを行うために必要な支援
- ・その他、本調査目的に沿った調査項目

エ 県内に所在するスポーツ関連団体

- ・障害児・者の受入れ状況
- ・障害児・者を受け入れるに当たっての障壁
- ・障害児・者を受け入れるために必要な支援
- ・障害児・者の選手の発掘方法
- ・その他、本調査目的に沿った調査項目

※具体的な調査項目については、県と協議の上決定すること。

【参考】障害児・者のスポーツライフに関する調査（スポーツ庁HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1402342_00002.htm

③ ヒアリング調査

調査方法	・対面又はオンラインによるヒアリング調査
調査対象	・②郵送によるアンケート調査の対象施設・団体の中から計 15 施設・団体程度

※ヒアリング先及びヒアリング内容は、県と協議の上決定すること。

（２）先進事例調査

海外及び国内において、障害者のスポーツ参加の促進に効果を上げている先進事例について、10 事例以上、文献調査を主とした調査を行うこと。

① 海外事例

- ・パラスポーツ先進国である欧米等の都道府県又は市レベルの自治体において、障害者のスポーツ参加の促進に効果を上げている事例（障害者に向けた情報発信・相談体制、ネットワーク構築、障害者やスポーツクラブに対する支援 など）

【参考】知事のドイツ・オランダ訪問の結果について（千葉県HP）

5 月 31 日（金）ロッテルダム市及びスポーツ関連団体との意見交換・視察

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/kokusaikouryuu/exchange/kaigaishuccho/chiji-de-nl-vr.html>

② 国内事例

- ・ 県外の自治体の事例を調査すること
- ・ 下記ア～エの4つに該当する事例を含めること

ア 情報発信

県や障害者スポーツ協会等が、市町村や競技団体等の情報を広く集め、HPやSNS等により分かりやすい情報発信を行っている事例

イ パラスポーツに関わるステークホルダーとの連携、ネットワーク構築

行政機関、障害者スポーツ協会、学校、障害者福祉施設、医療・リハビリ施設、スポーツ関連団体・企業等パラスポーツに関わるステークホルダーがネットワークを構築して継続的に事業を展開し、障害者のスポーツ参加の促進に効果をあげている事例

ウ パラスポーツに関する相談窓口等の設置

行政機関や障害者スポーツ協会等にパラスポーツに関する相談窓口を設置し、障害者のスポーツ参加の促進に効果をあげている事例

エ パラアスリートの発掘、育成

パラリンピック等で活躍するアスリートを輩出するため、パラアスリートの発掘や育成に取り組んでいる事例

(3) 障害者のスポーツ参加を促進するための方策の検討

- ・ (1) のニーズ調査及び(2) の先進事例調査を踏まえ、障害者のスポーツ参加を促進するため千葉県において実現可能な方策を提案すること。
- ・ 下記ア～エの4つに該当する項目を含めること

ア 情報発信

イ パラスポーツに関わるステークホルダーとの連携、ネットワーク構築

ウ パラスポーツに関する相談窓口等の設置

エ パラアスリートの発掘、育成

(4) 有識者から意見聴取

- ・ 報告書の作成にあたっては、有識者から(2名程度)の意見を聴取することとし、これにかかる費用(謝金・旅費等)については受託者負担とする。
- ・ 意見聴取は、有識者それぞれ2回以上実施すること。
- ・ 有識者の選定については、県と協議の上決定すること。

(5) その他の独自提案

業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、記載すること。
なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

(6) 業務スケジュール

想定スケジュールは以下のとおりとし、調査項目ごとに以下の期限を目安に県に報告すること。なお、詳細スケジュールについては、県と協議の上決定すること。

月	事 項	
	障害者のパラスポーツに関する ニーズ調査	先進事例調査
令和7年6月	インターネットによるアンケート調査 (6月～8月)	郵送によるアンケート調査 (6月～9月)
7月		
8月		
9月	ヒアリング調査(10月)	海外事例(概要報告) (8月～10月)
10月		国内事例(概要報告) (8月～10月)
11月	有識者からの意見聴取(1回目)(11月)	
12月	障害者のスポーツ参加を促進するための方策の検討(中間・概要報告)(11月～12月)	
令和8年1月	有識者からの意見聴取(2回目)(1月)	
2月	報告書提出(2月)	

6 成果品の提出等

(1) 受注者は、以下を提出すること。

報告書(概要版及び詳細版)(フルカラー 各10部 印刷)

※Microsoft Word 若しくはMicrosoft Excel、Power Point 等で作成し、電子データで納品すること。

(2) 提出先

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課生涯スポーツ室

(〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎18階)

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。

- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。